

## 国務院弁公庁が商務部、科学技術部に対し、研究開発センター設立における更なる外資奨励のための若干の措置に関する通知を通達

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各省・委員会、国務院直轄の各機関：

商務部および科学技術部は、「研究開発拠点設置における更なる外資奨励のための若干の措置」に同意し、ここに伝達するので、誠実かつ確実に実施するよう求める。

国務院弁公庁  
2023年1月11日

### 研究開発拠点設置における更なる外資奨励のための若干措置 商務部 科学技術部

外資企業の研究開発拠点は、中国の科学技術イノベーションシステムの重要な一翼を担っている。イノベーション主導の発展戦略の実施を加速し、国際的な科学技術交流と協力を拡大し、中国国内の外資企業の研究開発拠点が科学技術研究開発とイノベーション活動を行うための支援を強化し、新しい発展パターンの構築と質の高い発展の促進に寄与する積極的役割をよりよく果たすため、次のような措置を策定した。

#### 1. 科学技術イノベーションへの支援

(1) 科学技術イノベーションサービスを向上させる。科学技術革新を支援する税制を実施し、地方が実情に合わせて認可手続きを最適化し、申告資料を簡素化し、適格な外資企業の研究開発拠点に対してより多くの利便性を提供するよう支援する。ハイテク企業の認定を申請する外資企業の研究開発拠点に対する指導とサービスを強化し、政策訓練を組織し、政策の広報と指導を強化し、外資が科学技術革新の分野でより多くの投資を行うよう奨励し、指導する(科学技術部、財政部、商務部、国家税務総局、税関総署、各省政府がそれぞれ担当)。

(2) 基礎研究の実施を奨励する。外資企業の研究開発拠点が、法律に従って、大型科学研究機器、科学技術報告書、主要な国家科学技術計画の関連データを使用することを支援する。外国投資により設立され、地域の主要な共通技術の研究開発のためのサービスを提供する新しい研究開発機関に対して、地方はインフラ建設、設備取得、人材支援サービス、運営資金などの面で支援することができる(科学技術部、商務部、税関総署、省人民政府が責任分担を行う)。

(3) 産業界、大学、研究機関の連携によるイノベーションの推進。一般の大学、研究機関、専門学校と外資企業の研究開発拠点が協力して技術研究を行い、両者の知的財産権を保護することを奨励する。外資企業の研究開発拠点が職業訓練校と技術提携を行い、実習基地

を設置し、共同実験室などの技術技能革新プラットフォームを構築することを奨励する。外資企業の研究開発拠点が、各地で設置される成果の変換・連携やイノベーション・起業プラットフォームへの参加を支援する。外資企業の研究開発拠点が規定に従ってポストドク研究ワークステーションを設立することを支援し、資格のあるポストドク研究ワークステーションは認可を受けて独自にポストドクトラル研究者を採用することができる（教育部、科学技術部、人力資源社会保障部、省人民政府が責務を負う）。

(4)オープンイノベーションプラットフォームの設立を支援する。外資がオープンイノベーションのプラットフォーム型研究開発拠点を設立することを支援し、土地、設備、インフラなどの要素の保証を強化し、施設・設備、研究開発の場、専門的指導を提供し、国内外の企業、大学、研究機関と技術、人材、資本、産業チェーンなどの資源を統合し、プラットフォームの共同革新をさらに推進する。プラットフォームに常駐する企業の「ワンストップサービス」やクラスター登記などの登録方法の適用をサポートする(各省人民政府が責務を負う)。

(5)科学技術イノベーションへの財政支援を強化する。リスクコントロール並びに経営的に持続可能であることを前提に、外資企業の研究開発拠点が科学技術の革新を行い、基礎的・先端的な研究に従事するための資金援助を金融機関が行うよう奨励する。各地域の主管商務部門は、綿密な調査を行い、率先して地域の外資企業の研究開発拠点の融資ニーズと運営状況を把握し、法律に基づいて金融機関と関連情報を速やかに共有し、金融機関と外資企業の研究開発拠点との「銀行・企業連携」を積極的に推進しなければならない(商務部、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、省政府がそれぞれの責任を負う)。

(6)政府プロジェクトに参加するためのチャンネルを開く。外資企業の研究開発拠点が国の科学技術プロジェクトを引き受けることを奨励・支援し、国の主要科学技術プログラムに参加し、プロジェクト計画の多言語公開を試行し、プロジェクト申告の期限を適切に延長し、プロジェクト申告の利便性を向上させる。条件に適合する外資企業の研究開発拠点の科学技術専門家が国家科学技術専門家人材バンクと地方の関連科学技術専門家人材バンクに入り、科学技術プロジェクトの協議、評価、管理に参加することを積極的に奨励する(科学技術部と省政府の責任分担)。

## 2. 研究開発の利便性向上

(7)研究開発データのクロスボーダーな流れを法律に基づいて支援する。サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法およびその他の関連法令の要件を実施し、データのクロスボーダー安全管理を強化し、国家安全保障と公益を守り、個人情報の権利と利益を保護する。重要データや個人情報の国境をまたぐ安全評価を効率的に行い、研究開発データの安全かつ秩序ある自由な流通を促進する(国家インターネット情報弁公室が主管し、工業情報化部、公安部などの部門と省人民政府が分担して責任を負う)。

(8)知的財産権の対外移転と技術輸出入の管理プロセスを最適化する。知的財産権の対外移転の作業システムを改善し、地方に知的財産権の対外移転システムの改善、メカニズムの

収束とプロセスの最適化を指導する。技術貿易の管理を最適化し、多国籍企業グループ内の国境を越えた技術移転の円滑化体制を検討し、政策の広報と解釈を強化し、研修と指導を行う(商務部と国家知的財産権局が主導し、中央宣伝部、農業農村部、国家林業草地管理局などがそれぞれ担当する)。

(9)科学研究資材の通関および監督プロセスを最適化する。国や省レベルの科学研究プロジェクトで使用するために、外資企業の研究開発拠点が導入する動植物遺伝子組み換え作物および生物試料について、バイオセーフティリスク評価を積極的に実施し、要件を満たすものについては検疫承認手配を促進する。外資企業の研究開発拠点が研究開発目的で一時的に輸入した主要機器や試験車両について、規定に基づき再輸出期間の延長を支援する(税関総署、科学技術部、農業農村部、商務部などが分担して担当する)。

### 3. 海外人材の導入促進

(10)中国で働く海外人材の利便性を向上させる。外資企業の研究開発拠点は、海外人材の中国での長期滞在や永住を促進するため、雇用契約期間を超えない1回限りの労働許可証と、チームの外国人メンバーの5年を超えない労働居住許可証の申請を許可することができる。外資企業の研究開発拠点で採用された海外の高度人材については、条件を満たせば採用を通知し、不足分を受け入れる形で労働許可証を申請することが可能である。同じ多国籍企業の本社から任命された外国人上級管理職が省をまたいで勤務先を変える場合、労働許可証の変更・再申請の手続きが最適化される(外交部、科学技術部、人力資源社会保障部、国家出入国管理局、省人民政府が責任分担を行う)。

(11)海外人材が職業資格を申告することを奨励する。外資企業の研究開発拠点が採用した、海外の高度人材や供給が不足する人材が職業資格で参加できるグリーンチャンネルを設置し、資格や経験年数などの条件を緩和して海外での実務経験や実績を審査の基準とし、条件を満たした者は直接、ハイレベルの資格名称を使用できるようにする(人力資源社会保障部が担当)。

(12)海外人材へのインセンティブ資金を強化する。地方は、外資企業の研究開発拠点が雇用する海外の優秀な人材と供給不足の人材に対して、発展ニーズに応じて、住宅や子供の教育、配偶者の雇用、医療などの分野で、法定権限の範囲内で支援することを奨励し、優秀な人材とそのチームが主要研究開発プロジェクトに従事するための資金援助を提供する(教育部、科学技術部、人材・社会保障部、省レベルの人民政府がそれぞれ責任を負う)。

(13)海外人材に対する国境を越えた資金回収・支払の円滑化を促進する。金融機関が、外資企業の研究開発拠点で働く海外人材に対して、利便性かつコンプライアンスに則ったクロスボーダーの資金回収・支払を促進するよう支援する(中国人民銀行、国家外貨管理局、省政府がそれぞれ責任を負う)。

#### 4. 知的財産の保護レベルの向上

(14)営業の秘密の保護に関する規則制度の改善を加速する。営業の秘密の保護、侵害、法的責任の範囲をさらに明確にし、侵害訴訟手続きを改善し、各市場主体の営業秘密の司法保護を強化する（最高人民法院、最高人民検察院、司法部、公安部、市場監督総局などの部門と単位で責任分担を行う）。

(15)知的財産保護拠点の建設を強化する。知的財産権の迅速かつ協調的な保護メカニズムの構築をさらに強化し、知的財産保護拠点の配置を最適化し、外資企業の研究開発拠点を含む企業に対し、迅速な審査、確認、権利行使を一体化したワンストップ総合サービスを提供する(国家知的財産権局が担当)。

(16)知的財産権の執行レベルを向上させる。知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度を完全実施する。特許権侵害の紛争に関する行政判断の制度が発揮され、行政判断の執行が強化される。悪質な商標登録や混同、特許侵害、オンライン海賊行為などの知的財産権侵害に対する特別な是正措置を継続的に実施する(最高人民法院、最高人民検察院、中央宣伝部、税関総署、市場監督管理総局、国家知的財産権局などの部門と単位がそれぞれの責任を負う)。

商務部、科学技術部は、すべての関連部門と単位で、責任分担に従って組織的な保障措置を強化し、調整と協力を強化し、政策発表を行い、適時に支援政策を策定し、関連措置が実施されることを確保する。各地方は、実際の状況を考慮し、管理とサービスを最適化し、適格な外資企業の研究開発拠点が法律に従って支援政策を享受できるよう、関連措置の実施を促進する必要がある。重要な業務の進捗状況、問題点、経験や実践は、関係当局に適宜報告する。

出所：中華人民共和国中央人民政府公式サイト(2023年1月18日付)

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content\\_5737692.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。